

／事業主のみなさん／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

近畿2府4県と全ての市町村は、
特別徴収を推進しています。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主
による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

- ※ 既に、滋賀県、奈良県、和歌山県の各市町村では事業主による特別徴収義務の徹底に向けた取組を進めています。
- ※ 京都府、大阪府、兵庫県においても、平成30年度の徹底に向けて準備を進めています。

ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
2府4県内全ての市町村



事業主各位

大阪府と府内すべての 市町村からの重要な お知らせです



平成30年度における特別徴収義務者一斉指定について

平素は、大阪府及び府内各市町村の税務行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、個人住民税の特別徴収義務者として、従業員等の給与から個人住民税を差し引きし、市町村へ納入していただくこととされています。(この制度を「特別徴収」といいます。)

大阪府及び府内市町村では、関係団体や事業主の皆様への周知活動を行うなど、連携して特別徴収の推進に取り組んでいるところですが、未だ一部の事業主の方が特別徴収を実施されていない状況です。

このたび、平成30年度から、原則としてすべての事業主の皆様を、特別徴収義務者として指定し、個人住民税の給与からの特別徴収を徹底いたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。
(※府内の一部自治体では、先行して平成28年度から段階的に特別徴収徹底の取組みを進めています。)

【具体的な特別徴収の流れについて】

事業主の皆様から提出された給与支払報告書等に基づいて計算した従業員の方の特別徴収税額を、5月末日までに通知しますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与から月ごとの特別徴収税額を差し引きして、納税義務者である従業員に代わって、翌月10日までに各市町村へ納入していただくこととなります。

特別徴収義務者に指定する対象者(事業主)は、 所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者です。

前年中に給与の支払いを受けており、4月1日において給与の支払いを受けている従業員の方(アルバイトなどの非正規雇用者を含む)について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

ただし、次の従業員の方は特別徴収の対象外とすることができます。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期(毎月支給されていない)な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方(乙欄適用者)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

特別徴収の推進の取組みに関すること

大阪府 特別徴収

検索

特別徴収の具体的な手続きに関すること

(※市町村名を入力) 特別徴収

検索

特別徴収推進の取組みに関しては、大阪府徴税対策課事業税グループ(06-6210-9123)までお問い合わせください。
具体的な手続きに関しては、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課までお問い合わせください。

大阪府・府内市町村

平成28年8月発行